

## 第3回まちづくり基本条例検討委員会開催結果（要旨）

### （講 義）馬淵アドバイザーより

- （1）他市町村の条例の比較について
- （2）住民側、行政側の意識の問題等について

### （説明事項）事務局より説明

町民憲章と第4期清水町総合計画の概要について

### （討 議）

- （1）まちづくり基本条例の五本柱（住民参加、情報公開、首長・行政・住民の責務と協働、委員等の公募、住民投票）について。五本柱を骨格としていくのか。
  - ・住民意識がまだ十分でない段階で先に骨格を決めるのはどうか。
  - ・骨格のようなものを決めて議論していかないと全体像が見えない。そのために五本柱を立てて具体的な議論をし、一般住民が見ても議論の内容が分かるものにすべき。
  - ・この項目を五本柱として構わない。
  - ・五本柱を決める前に細かい部分の議論が必要では。
  - ・まず五本柱を決めて、その一つひとつの内容について議論すると併せて、他に必要となる柱はないかといった議論をしては。
  - ・五本柱の一つひとつについての具体的な議論の前に、なぜ今まで住民参加が進んでいなかったのか、そのためにどのような情報公開の仕方にすべきかを議論するのが先では。
  - ・五本柱を先に決めようとするから議論が進まないのであり、まず「住民参加」と「情報公開」の2本について議論し、その後他に必要となる柱を考えては。
  - ・どのような進め方にするにしろ、早い段階から一般住民にも参加してもらい意見を出してもらうべき。
  - ・住民参加とは何かということの委員全体の共通認識がまだないので、この検討委員会とは別に住民参加とは何かというテーマの住民向け学習会を開催しては。  
議論を先に進めるために、まずは骨格となる五本柱は次第に掲載した5項目と決めて議論し、議論の中で必要な項目や不要な項目も検討していくこととし、次回会議では「住民参加」と「情報公開」について議論することとした。
- （2）清水町におけるまちづくり基本条例の根本方針について
  - ・時間の都合上、次回以降に議論することとした。

## まちづくり基本条例検討委員会（第3回）開催結果

日 時：平成 15 年 11 月 10 日（月）19:00～

会 場：御影農村環境改善センター

出席委員 ... 相原委員、阿部委員、出田委員、太田委員、大月委員、川端委員、川上委員、  
北村委員、高野委員、田中委員、八木委員、横山委員 以上 12 名

アドバイザー ... 北海道東海大学 馬淵教授

町出席者 ... 総務課 草野参事、上出補佐、神谷係長、我妻主査

### 委員長あいさつ

皆さんお晩でございます。お忙しい中、第3回目の検討委員会にお集まりいただきありがとうございます。第1回目、2回目の会議ではなかなか具体的な議論に入っていけなかったわけだが、今まで議論していただいた「五本柱」を含めて、大枠は見えてきたのではないかと感じている。

しかし、まだまだ骨格と言える段階まではきていないと思うので、できることなら本日の会議において皆さんに議論をしていただき、骨格等をまとめていきたいと思っている。

本日もお忙しい中、札幌から馬淵アドバイザーに出席していただいているので、まずは馬淵アドバイザーから講義をいただき、その後に皆さんの議論をと考えているのでよろしくをお願いしたい。

### (講 義)

委員長：それではまず馬淵アドバイザーより、「他町村のまちづくり基本条例」についてということでご講義お願いいたします。

(馬淵アドバイザーより、資料1、2に基づき説明)

委員長：今回の第3回目の会議までで馬淵アドバイザーからの講義は一応終わりということになるが、只今の説明でもあったとおりニセコ町のように45条もの条文から成っているまちづくり基本条例もあるとのこと。今馬淵アドバイザーにご質問等は。

委員A：前回までの会議の中で、まちづくり基本条例制定の目的や、なぜまちづくり基本条例が必要なのかについて議論し、事務局からの説明や要綱にもあるとおり、住民と行政との情報の共有や住民参加を条例により明確化をするためだということ意識統一してきて、皆さん了承されてると思う。

馬淵アドバイザーより今ご説明いただいた資料で各地の条例を見てみると、やはりどこのまちの条例も、清水町が条例制定の目標としている「情報の共有・住民参加の明確化」のために制定された条例で、こういった項目を盛り込んで条例がつく

られてるという全国的な流れであると考えていいのか。

アドバイザー：「情報の共有」という項目を盛り込んでいるところが100%であればそう言えるのかもしれないが、資料に掲載のとおり100%ではない。例えば「情報の共有」と「委員の公募」という項目を見ても、両方とも盛り込んでるところもあればどちらか片方しかないところもあるし、「住民参加」という項目を見ても「住民参加」「住民の権利」等について触れていない条例もある。

私が言っている五本柱というのは、各地のまちづくり基本条例の中で多く取り上げられているものを5つ選んだというだけで、必ずしもこの5つが全国各地のまちづくり条例に一致しているわけではない。

委員長：他にご質問等ある方は。

委員B：只今の説明資料によると「行政評価」という項目があるが、行政評価というものは大変な手間がかかるものだと言ったことがある。行政評価というものを一般の住民が理解できるのだろうか。評価するのはその事業の担当職員自身が行うのか。

アドバイザー：例えば予算執行状況が当初計画に対して何パーセント執行したので、この事業はちゃんと終わったとか終わっていないというような評価を担当職員自身が評価して、その評価結果を住民に公表するというだけのものもある。そういった内容だと住民には非常に分りづらいし、私が見てもよく分らなかった。無いよりはあったほうがいいのかもかもしれないが。

予算執行率よりも、効率良く事業を実施できたかどうかの方が分りやすく公表されるというのがいい形だと思うのだが、効率を表現するのが難しいところ。

委員長：第三者が評価をして結果を公表しているというところはないのか。

アドバイザー：第三者にはまずできないと思う。手法としては第三者が評価できる方法はあるのだが、やはり自己申告の部分があるので、分りやすい表現は難しい。

副委員長：資料2の2ページによると、「説明責任」という項目が33.3%のまちで盛り込まれているが、この内容は施策の立案・決定・評価についての説明を義務付けているということなのか。そうだとすることであれば、「説明責任」という項目の中に当然「行政評価」という項目も含まれてくると思うのだが、わざわざ「行政評価」という項目を別につくっている例があるのか。

アドバイザー：「行政評価」という項目をハッキリと表しているところもあり、中には「説明責任」と「行政評価」の両方を盛り込んでいて、説明責任の中でも行政評価について触れているところもある。

ただやはり、「説明責任」という項目の中だけで行政評価について触れているところは、「行政評価」とハッキリ項目を盛り込んでいるところと比べると、内容的には弱いと言わざるを得ない。

委員C：我が町でも行政評価というものがあるが、政策立案段階で住民が入ってこない行政評価も行政主導の内部評価で終わってしまい、なかなか過去の事業等について否定するという事は難しいと思う。それで今まで本町での大型事業や大型施設等の問題についても先送りされてきていた。

自己否定する評価というものは内部評価という中では難しい部分があるので、最近では岐阜県の高山市が、行政側の数値目標を掲げた公約を示して、住民側が行政評価に関わっていくという事例がある。

他にも、埼玉県の高岡市について。前回の会議の中でも馬淵アドバイザーから、まちづくり基本条例の条文が5条しかないという説明があり、どのようなまちなのか私も気になりインターネット等で調べたのだが、「ローカルマニフェスト」という高岡市の30年後の目指すべき姿を示しており、住民が行政に参画するばかりではなく、パートナーとして積極的に行政に携わっていくことをうたっている。

このような先進事例があるわけで、時代の流れは行政評価とパブリックコメント（施策決定において、素案を住民に公表し、寄せられた意見・提言を考慮して意思決定をする制度）に近い形での掲載を条文に盛り込むようになってくると思うのだが、馬淵アドバイザーのお考えは。

アドバイザー：今の意見のような住民意識の高いようなまちであれば、まちづくり条例というものは必要ないのかもしれないが、清水町の場合はまだまだそこまでになっていないということで、まちづくり基本条例というものの制定が必要なかもしれないが、ただ将来的には条例は必要なくなる状態になるかもしれない。

行政評価についてだが、現在全国的に行われている形での行政評価ではもう古いのではないかと思っている。住民にとってわかりづらいし、評価しましたというだけに過ぎない。しかし、職員だって多くの時間を使って評価作業を行っているわけであり、それにもっと色々な意見を取り入れてもっと簡単にし、住民の関心を引くような形のものにしていくべきだと思う。

委員長：他に質問等ある方は。

なければ次第の4番目、前回の会議で意見のありました「町民憲章と第4期清水町総合計画の概要について」を、資料に基づいて事務局より説明を。

事務局：それでは説明いたします。

（事務局より、資料3に基づき説明）

委員長：ただ今事務局よりご説明いただいた中で、この検討委員会と関わりがある部分として町民憲章の中の理念の部分があるわけだが、何か質問等あれば、なければ討議に入っていく。

（討議）

委員長：まず(1)のまちづくり基本条例の五本柱についてだが、前回までの会議の中で住民参加、情報公開、首長・行政・住民の責務と協働、委員等の公募、住民投票、の5項目としてはとのことだったが、今日皆さんに議論していただきたいのは、大まかな骨格としてこの5本の柱を中心に議論を進めるべきか、それともこの5本以外にも付け加えるものがあるのではないかということについて議論を進めるべき

か、皆さんにお聞きしたい。

前回までの議論で、住民の積極的な行政への参加のためにまちづくり基本条例というものが必要だということは、皆さん共通して認識していただいているところだが、同じ認識を持っていても幅広い考えがあると思う。志木市の例のように条文が5条しかなくても住民参加が図られているところの事例もあるので、そういったことを踏まえて、本町におけるまちづくり基本条例の骨格となるものをある程度決めてから、そこに枝葉をつけていくような形での議論をしてはどうか。

その課程はもちろん住民に公開し、住民の意見も聞ける場として前回の会議で意見のあったように一般住民向けのフォーラムのようなものを、例えば馬淵アドバイザーの講演会で一般住民に対して何か問題提起をして、住民の意見を聞けるような形で実施し、住民参加の重要性を理解してもらい、そして条例を制定していくというのがいいのではというのが前回までの議論だったと私は理解している。

そういった今までの経過を踏まえて、これらの五本柱を骨格とするかどうかということの検討を皆さんにご議論いただきたい。

委員A：この条例が住民参加と情報共有というものを進めるため、明確化するための条例と考えた場合、五本柱というものを否定するわけではないが、今の段階で五本柱というものをつくろうと考えたときに、これは柱として必要だとか、これは必要ないといったものがパッと浮かんでくるだろうかと思う。みなさんはどう思っているのか。

委員長：時期尚早であるということか。

委員A：時期尚早ということではなくて...

委員長：住民の認識がまだ十分でないのに、まだ先に骨格を決めるべきではないのではということか。

委員A：はい、これとこれを骨格とすべきということを私が一住民として考えた場合、責任持ってこれは骨格に入れる、これは骨格に入れないというように議論できる段階ではまだないのではと思う。

委員長：他の方のご意見は。

委員D：ここまでのいろいろ議論をしてきているが、なかなか議論の方向性が定まっていけないというのは委員Aさんと同じ意見。ただ、骨格のようなものを決めて議論していかないと全体像というものが見えてこないし、全体像を見るためにはやはり何らかの柱が必要なのではという気がしている。

しかし、この段階で柱となるものをしっかりと決めてしまうよりは、案として五本柱を立てた中で段階的に各論に入っていくって、具体的な議論をしていった方が一般住民から見ても引きつけられるような議論になるのではないか。

委員C：五本柱は今日の次第に掲載されているような形でいいと思うのだが、例えば「住民参加」という項目と「情報公開」という項目がどのようにつながっているか、「住民参加」と「協働」はどこまでが住民参加でどこからが協働なのかとか、そういった線引きが難しいと思うが、そういった部分を整理が必要だと思う。

それから一番最初に議論すべきことは、本町には情報公開条例というものがあるが、その制度を利用して住民が本当に知りたいと思っている情報が出されていないということがあり、それで住民参加がしづらいというのもあると思うので、その部分から議論に入っていけばいいのかなと思う。

ただ、住民参加というものを考えたときに、例えば先ほど話したマニフェストのように具体的数値を盛り込んだ公約を町長が掲げて、その政策的な部分に住民が入っていくというようなことを住民参加と考えればいいのか、それとも政策的な部分に参加してもらっているので協働であると考えられるべきなのか、そういった部分の整理がまだできていないのではないかな。

奈井江町というまちは合併問題の是非を住民投票で町民に問うにあたり、小学校5年生以上に投票権を与えて話題になったところだが、このまちは住民参加という部分でまちづくり町民100人委員会のようなものをつくり、この会が町の政策立案段階から参加していて、この段階で住民参加と位置付けており、ここから住民と行政のパートナーシップを築いていった先に協働というものを位置付けている。

奈井江町では合併問題について町民と7度にわたる議論をし、子どもの投票権についても条例を制定して、子どもから町政について参加してもらっていても協働というものはさらに先にあるという認識である。

したがって、どこまでが住民参加でどこからが協働なのかというところは難しい問題だと思うので、まず骨格案を作るというのもいいと思うが、手法としてどこから議論していくべきなのか、また、住民参加・情報公開・協働の線引きやつなぎについてかなり議論しないと、この五本柱以外については難しい問題ではないかなと思う。

委員E：いま委員Cさんが話したとおり、五本柱についてはまだあいまいな部分が多いと思うので、もう少し細かい部分を皆で議論しながら意見を出し合って、その中から議論を進めていった方がいいのではないかなと思う。

なぜまちづくり基本条例が必要なのかと考えると、地域ごとに課題というものがあると思うのだが、条例があればその条例に地域の課題を照らし合わせて、状況を認識してもらい、解決するにはどうしていけばいいのかとか、他にどういった課題があるのかといった議論を深めてもらうきっかけとして条例が必要なんだと思う。

副委員長：まちづくり基本条例というものを制定するにあたり、手法が決まらないで総論を議論しても中身が見えてこないというか、さきほど委員Dさんも言っていたが私もそんな気がする。

議論を進めていく手法の一つとして、あくまで案として五本柱のようなものを決めて、住みよいまちづくりをするために住民参加が必要であり、情報の共有が必要だということで、それを実現させるためには例えば「情報公開」というものはどのような形にすればいいのか、「首長の責務」はどのようにしたらいいのか、「住民の責務」というものはどのようなものにすべきか、といった議論をしていかないと、まとめるのは難しいし総論だけで終わってしまいそうな気がする。

まずは五本柱の案を決めて、柱の一つずつについて、例えば「情報公開」という

柱はこういう内容にしようという議論をするのと併せて、他に必要な柱となる項目はないかという形で議論をしていかないと議論が進んでいかないのではないかと。

委員長：これまでの委員の皆さんの意見をまとめると、条例の骨格を決めるということは理解できるが、もう少し細かいところから議論を進めていってはどうかという意見と、骨格をある程度つくってからそれに枝葉を付け加えていく形の議論を進めるべきという意見があった。問題は手法の違いである。他に意見はないか。

委員A：議論の入り口をどのような形にしていこうかということだと、「情報なくして参画なし」という言葉があり、町としても住民に対して積極的に参画してほしいと呼びかけているところだが、参画してもらう前提として町はどのように情報公開しているのかと考えてみると、情報公開のされ方がしっかりとしていればスムーズに住民参加が進んでいるはずだし、ちゃんと情報公開されているにも関わらず住民参加が進んでいないとすれば、我々住民がもっと頑張らなければいけないということであり、情報の出どころをもっと探っていって、情報公開・情報共有という分野においてはもっとこういう部分を制度化していかないとダメだとかという議論をしていってはどうかと思う。

委員長：そのように、部分的に議論を進めていくという方法が可能かどうか。ある程度骨格を決めて、その上で今委員Aさんが言ったような部分的な議論を、例えばまずは情報公開という項目について議論をしていくというような方法もあると思うが。

委員A：私は決して部分的な細かいところからの議論をとっているのではなく、住民参加と情報共有を明確化するための条例をつくるということなので、一般住民の方々に「住民参加してくださいよ」と投げかけたときに住民側が「ハイ、わかりましたよ」とスムーズに住民参加が進むのであれば問題ないのだが、現状としては住民参加が素晴らしく進んでいるとは言えないと思う。なぜそう言えない状況なのかということをもっと探るべきではないのかと思っている。

「情報なくして参画なし」という言葉があるように、住民参加の大前提となる情報公開というものが大きなポイントであり、結局はどうすれば一般住民の方々がまちづくりに参加しやすくなるのかという条件提示が必要だと思う。そしてそのことが「情報公開」であったり、「委員等の公募」とか「住民投票」といった具体的な手法だと思う。だから私はまず、なぜ住民がまちづくりにスムーズに参加できないのかということ掘り下げていった議論をすべきではないかと思った。

委員長：前回までの委員さんからの意見として、情報公開といっても一般住民と役場職員との間では壁があるというか、町が住民に対して情報公開をしてはいるのだが、住民がそのことを十分知っているかどうか。むしろ知らないという方が多いかもしれないという話もあった。このことは今の委員Aさんの意見と関連してくると思うが、このことについての議論となると各論となるのではないかと。

委員E：皆さんの考えは大体一緒だと思う。ようするに漠然と議論をしてもなかなか進まないで、まずは骨格となる五本柱を決めて、その中の項目について一つひとつ議論をしていって、必要な枝葉があればその枝葉を広げていけばいいだろうし。骨格

を決めてからその中の各項目について掘り下げて議論していかないと進まないと思う。

委員B：まずはまちの中での住民参加について考えるべき。

委員A：だから町は住民に対して住民参加を呼びかけているわけだから、情報の公開の仕方がこれまでの方法でいいのかというこから議論してはどうかという、一つの案であり、もちろん違う部分から議論を進めていく方法もあると思う。

とにかく、どこから議論を始めていくかということで、私は町の情報公開の仕方をもっと違う形にしていく必要があるのではないかということから議論を進めてはどうかと思った。

委員E：情報公開ということについては、骨格となるものを決めたとしても最も基本となる項目であり、最初に議論していくべき項目ではあると思う。

委員長：まずはこの議論をしていく中で、我々も含めて町民の意識をまず変える。そのために現状がどうなっているかの把握が重要という意見だが、私を含めて住民は行政に関して無頓着な部分が多いと思う。そういったことを踏まえて何か他に意見は。

委員F：次第に載っている五本柱の案を見ると、今までの行政に不足していた部分ばかりではないかと思う。町長や議員、町職員、有力者にとっては都合の悪いものばかりではないかとも思う。

今日配布された町民憲章についての資料を読むと、書いてあることは易しいことで当たり前のことだが、一つひとつを読むと清水町はこのことが守られていない町だと感じた。前回までの議論では、まちづくり基本条例というものを策定するにあたって、清水町の現状を分析し、この委員会での議論も一般住民に知ってもらえるように公開して傍聴できるようにし、住民の声を吸い上げるためシンポジウムなどを開催し、その中で清水町の現状としての問題点を一般住民の方から出してもらって、それをもとに議論していけば具体的なものになるのではという意見もあったと思う。

条例制定にあたって、そういった本当の住民参加を求める形をとりながら議論していくのか、それともある程度のを我々で先につくっていくべきなのか、そのスタンスの違いによって議論の仕方が変わってくると思う。我々委員が中心にとまでは言わないが、骨格として五本柱を決めたとして、その柱の一つひとつについて現状がどうなっているかといった議論をしてはどうかと思っている。自分としてもどこから議論していけばいいのかハッキリと整理がついてはいないが。

委員長：最終的には五本柱の一つひとつについて議論していくことになるとしても、住民を巻込んでなど色々な手法があるのでなかなか意見がまとまらないかもしれないが、さらに皆さんからのご意見をお聞きしたい。

委員G：柱を五本決めようとするから議論が進まないのではないかと。今、各委員さんから情報共有と住民参加について様々な意見が出たように、情報共有と住民参加というものを最初の柱としてそこから皆で議論をしていき、他にもこんなことも柱として必要だというように柱を増やしていくというように進めていけば議論が進んでいく

のではないかと感じた。

私自身まだまだ勉強不足であり、五本柱とすべきものについてまだ分からない部分があるので、とりあえず議論の入り口として情報共有と住民参加について議論を進めていき、その間にこの委員会と並行する形で、私達委員のほかに一般住民も参加できる勉強会のようなものを、都合がつけば馬淵アドバイザーを講師で開催して、柱とすべき項目を増やしていくというような進め方をしていけば、流れが見えてくるのではないかと。

委員長：勉強会というのは、先ほど委員Fさんが言ったようなシンポジウムの様なものということか。

委員G：シンポジウムというよりは、公民館講座じゃないけども「まちづくり勉強会」という講座を、この月に一回の検討委員会の間に月一回のぐらいのペースで、議論するという形ではなく一般住民と一緒に勉強するという形で開催していけば、情報共有と住民参加以外に必要な柱が見えてくるのではないかと思う。最終的に柱として必要な項目は5本になるのか、もっと多くなるのかも見えてくると思う。

委員H：前回会議での検討事項の中に、目的について・位置付けについて・名称について・住民の参加意欲を盛り上げる方法についてとあったが、前回会議ではなかなか議論がまとまらず、もう少し議論が必要ということになり、どのように住民の参加意欲を盛り上げるか、どうすれば住民にまちづくりに関心を持ってもらえるかということが主な議論だったと思う。今日のここまでの議論も、委員の意見だけではなくどうすれば住民の意見を取り入れられるかという議論だったと思う。出来上がった条例で住民参加してもらうだけでなく、条例を作る課程においても住民意識を高めてもらうにはどうすればいいのかということが皆さんの意見の中にあっただと思っ

ている。

この会議の傍聴者も増えてきて今日も数名の傍聴者がいるが、もっと傍聴者が増えてくれたり、傍聴者からの意見を取り入れたりできれば、それが住民参加でもあると思っている。傍聴にいられている方は自分の意志で来られていると思うので、そういった方が一人でも増えることがまちづくりにとって大切なことである。

そこで一つの提案として、この会議が開催されることは広報には載っているが、例えば強制ではないけども町内会・農事組合の代表宛てに開催案内を出して、代表の方が来られなくてもその会の誰かが参加してくれるように、呼びかけをするというのも、住民皆で考えるという一つの手法ではないかと思った。

この議論の段階から、より多くの方々に参加していただくことで、条例が出来た後に住民がまちづくりの主役となることのできるのでは。

委員長：各町内会長宛てに案内を出して参加してもらおうというのは傍聴者としてということか。

委員H：はい。そして意見を出すこともできるというように。

委員長：他にどなたかご意見があれば。

委員A：何のための住民参加かということを考えると、自分のまちのまちづくりに対して

住民も責任を負わなければならないということでもあり、そのために住民の皆さんにキチンとまちづくりに参加していただいて、その結果、成功も失敗も住民は責任を負うというのが地方分権時代のまちづくりのあり方だということから言えば、このまちづくり基本条例の制定結果については、もちろん住民も責任を負うということになり、ということを考えれば条例制定の段階から多くの住民が参画する必要があると思う。

委員E：住民参加というからには私達委員だけでなく、当然多くの住民も交えて議論した方がいいと思うが、委員同士の議論と住民も交えての議論を分けて考えた方がいいと思う。ただ、委員同士の議論の場で内容をある程度まとめておかないと、住民を交えての議論がなかなか進まないと思う。

委員長：ここまで皆さんから出た意見を整理すると大きく分けて2つの意見があったと思う。一つは前回の会議でも意見があったが、まちづくりの課題が最近変わってきているので、それらを住民に説明して理解していただくにはどのように議論を進めていけばいいかということ。

もう一つは、まず五本柱のような骨格を決めて、それをもとに枝葉をつけて各論に入っていくという進め方。

その他として、どのような進め方をするにしても早い段階から一般住民にも参加してもらって意見をだしてもらおうべきという意見もあった。

大きく分けると今言ったように、各論から議論していく進め方と、骨格の総論から議論を進めて枝葉をつけていくという2通りになると思う。目的はどちらも同じで、住民がまちづくりに参加できることを明確化するための条例を制定するということであるが、どちらの進め方にするか決めていかないと議論が進まないの、どちらかに決めなければならないのだが。

副委員長：住民参加や情報共有を明確化するための条例を制定するわけで、その課程に一般住民も参加してという意見も分るが、ただ、検討委員会としてどのような条例にすれば住民参加が進むのかという議論の取っ掛かりを決めなければいけないと思う。内容には住民が「それはダメだ」と言える制度も盛り込まなければならないとも思っている。

だから議論の取っ掛かりとして五本柱を骨格としながら、例えば「住民参加」の現状はどうなっているのかとか、「情報公開」については現状としてどんな部分が不足しているのかというように、柱の一本一本について議論していかないと、委員Fさんも言ったとおり、骨格がないまま一般住民も交えて議論をしても、なかなかまとまらないと思う。

要は手法の問題であり、委員のみなさんそれぞれの考え方があるとは思いますが、五本柱を骨格として、それをもとに議論を進めていくという委員皆さんの共通認識を持って進めていく方法がいいのではないかと。

委員長：副委員長が今言われたように、早い段階から一般住民に参加してもらったとしても、議論がまとまらないまま何度も同じような会議をしても仕方がないので、検討

委員会としてある程度の素案をつくって...

委員A：でも今話していたのは、どの段階で住民を参加させるかということであり、それはもう少し後で決めることだと思う。委員Cさんも言っていたように住民参加というのはどの段階から住民参加というのかということが今の話に含まれていると思う。

早い段階から住民にも議論に参加してもらおうかどうかというのは、ある程度は委員での議論の中でどのようにすれば住民参加がしやすくなるのかといった素案のようなものを作って、委員での議論ではこのような形になったと住民に示したほうが私もいいと思うが、住民参加とうたっているのだから広く住民の声を聞くために、どの段階から住民にも入ってもらおうかというのが今の議論であって、まだ住民参加に必要なものは何かということが検討委員会の中で議論されていないのに、どの段階から一般住民にも参加してもらおうかというのは順番が違うと思う。

委員長：委員Eさんが先ほど言われたように議論を進め方には2通りあるが、我々の議論の糸口は「住民参加」で、この部分をしっかり認識していかないとダメだということを書いたかったのだが。

委員F：この検討委員会での議論と住民を交えての議論というのは別のものだと思う。例えば今度の検討委員会の議題は「住民参加」と「情報公開」ということで議論していてもいいと思うが、検討委員会の中でも「住民参加とは何か」ということの議論がなく共通認識を持っていないので、検討委員会での議論と並行して「住民参加とは何か」というテーマで、一般住民向けのシンポジウムというか勉強会のようなものを検討委員会とは別の形でやってみるのもいいかもしれない。

ただ、この検討委員会での議論を進めていく中で、この五本の柱というものを抜きには進めていけないと思う。皆さんも言われるように、まちづくり基本条例の五本の柱の一つとなる「住民参加」におけるまちづくりをするためには例えば情報公開が必要だというような進め方がいいのか、逆に、情報公開というものを知らない住民もまちづくりに参加できないから、住民が知りたいと思っていることがちゃんと公開されるような仕組みを考えて行く中で、住民参加について議論していくのがいいのか、そういった議論を検討委員会の中でしていったほうがいいのではないかと。

情報公開ということについて考えたときに、私は過去に情報公開請求をしたことがあるのだが、非常に手続きが面倒であると感じた。情報公開請求の書類の作り方や提出の仕方が非常に煩雑化されていると感じた経験がある。また、その請求により公開された情報も、これ以外のものは請求されていないということで、その結果自分がほしい情報が出てこない。その情報がないから出てこないのか、出したいから出てこないのか、それとも個人のプライバシーに関わる部分があるから出せないのかはわからないが。情報公開条例に基づいて請求したにもかかわらず、こういった感じであった。

それでは、情報公開請求をしなくても町のホームページや広報誌等の何らかの形で、第1次資料のようなものが得られるのかということとなかなか得られないのが現状

である。

今の情報公開の制度だと、情報を公開したのだからけれども本当に知りたい部分がわからないというのが正直な感想である。

委員長：今の意見は、住民の立場から見ると情報公開条例という制度があっても、住民が知りたい十分な情報がないのではという意味も含まれている意見か。

委員F：欲しいと思っている情報を、どのようにすれば得られるのかが分らない。

委員A：本町には情報公開条例という条例がすでにあり、住民参加を呼びかけているわけで、今の委員Fさんの意見を聞くと、町側はそういうつもりはなく丁寧に情報公開しようという気持ちはあったのかもしれないが、結果的に住民側が求めている情報が出されていないということになっている。

情報公開条例というのは住民参加の保障の一つであり住民が行政情報を得るためのものなので、情報公開条例があればそれでいいというものではないと思う。今の話だと住民参加はしてくれ、ただしそのための情報は自分で得てくれということになってしまう。委員Fさんが今言われた第1次資料的な情報の提供としてホームページに掲載するだとか広報誌とは別の刊行物で情報提供するだとか、まあ、そのことをこの場で検討していくかどうかは別としても、条例の中にはそういったことを盛り込む必要があると思う。例えば前回の会議資料でもらったニセコ町のまちづくり基本条例には、「町の仕事に関する町の情報を分りやすく提供する制度をつくるように努める」と書かれており、今のような具体的な話をしていくということが議論を進めていく糸口になるのではないか。

委員F：例えば議会での論議を見てみると、市町村によってはビデオに録画していたりテレビで放映したりしているところもあるわけだが、そういったことをしないと日中の仕事があり、なかなか生の議論の場を見ることができない。議事録を見ることで誰がどんな発言をしたかというのは分るが、議事録を読んで内容を知ると、議会議を生で見て内容を知るとではニュアンスが違っていたりする。

委員長：具体的事例の話になってきてしまったが、ここで10分ほど休憩とする。

～ 10分休憩 ～

委員長：再開いたします。休憩前の議論で一部については各論に入ってしまった感じもあるが、条例制定の目的というものを考えると、まちづくりに住民も参画するということを明確化するものであり、そのための議論の糸口をまず決めないと議論が先に進まないということであった。

したがって、議論の糸口としてまちづくり基本条例の骨格となるべき五本柱を定めて議論を進めてはどうか。そうしないと議論がなかなか進んでいかないように感じるという意見も数名の委員さんからあったと思うので。その後の議論の中で他にも柱として必要な項目や、必要のない項目について議論していけばいいと思う。

そして、その五本柱を議論の糸口として今後の議論を進めていき、次回から「住

民参加」と「情報公開」について、その次の会議では別のテーマというようにテーマを絞って議論をしていってはどうか。当然、一つのテーマに対して一回の会議では足りないときもあれば、一回の会議で2つのテーマについて議論できる場合もあると思うが、まずは五本柱というものを骨格として条例案の議論を進めてはどうか。

(委員より異議なしの声あり)

委員 I：限られた任期の中でこのような議論をしていって、果たして任期内にまとめ上げることができるのかどうか。民間企業であれば発注を受けたものは工期までに絶対に終わらせなければならないものである。そういう事から考えると、本日の資料に他の市町村のまちづくり基本条例を比較したものがあり、五本柱にするべき項目もこの資料に含まれていると思うが、この中に各項目について何パーセントの市町村がその項目を条例に盛り込んでいるかという数値がでているのだから、この数値をもとに五本柱となるべきものを決めていけば早いのではないか。

委員長：そのような考え方もあるが、委員さんそれぞれの色々な考え方があるので、皆さんの意見を聞きながら進めていきたいと考えている。

委員の任期は2年以内ということになっており、その間に市町村合併の問題でもっと早く条例制定が必要になるかもしれないが、先ほど何名かの委員から、住民の方々にも十分理解してもらいながら議論を進めていかなければならないという意見もあったように、じっくり議論を重ねていき、「仏つくって魂入れず」ということになってしまわないように、最終目的である住民参加がより進むような条例にしていくということが最も重要。

委員 I：それは分るが平成17年3月までという合併の期限を考えると...

委員 C：合併の期限が平成17年3月までというのは、合併することによって国からの財政的な優遇措置を受けられる期限だけであって、平成17年4月以降には新しい法律も施行されるので、そのことは考えなくてもいいと思う。

委員長：委員 Iさんが言う任期内にまとめなければならないし、他の市町村の色々な事例もあるのだからそれをもとにというのも分るが、ただ、清水町での住民参加において現在どのような課題があるのかという議論もまだ不十分だし、問題点も分っていないので、今日のところはまず五本柱について皆さんに確認したい。五本柱というものを骨格として、それをもとに枝葉をつけていくという議論の進め方にしていきたいと思うのだが、ご理解いただけるか。

委員 I：はい。

委員長：今の委員 Iさんの意見も尊重しながら議論を進めていきたい。

確認となるが、議題の(1)「まちづくり基本条例の五本柱について」は、次第に載せてあるこの5項目を五本柱の骨格案として今後検討していくということにする。そこで、次回の会議から五本柱の中のどれかをテーマとして、まずは「住民参加」についてということでテーマを絞って議論していきたいと思うのだがよろしいか。

委員 C：5本の柱のうち、議論の切り口としていくには住民参加と情報公開の2本がいいと思う。この2本は他の3本の柱にも影響が大きいと思われるので、この部分の議

論をしっかりとしていくことが重要だと思う。

住民参加という部分だけで議論をしていくと、どうしてもそれに伴う情報公開はどうなっているんだという話にもなると思うので、この2つを次回と次々回くらいまでのテーマとして議論していけばいいと思う。

委員F：委員Cさんが今言われたことを受けて、今回は2つのテーマについて議論していくとした場合に、どういった議論をしていくのかを今この場で決めておいて、次回の会議までに各委員が考えておくということにしてはどうか。例えば住民参加ということについては、このようなときに住民参加が必要だとか、こういった住民参加の仕方があるとか、それぞれで考えるということが必要だと思うし、情報公開ということについて考えたときに、情報公開とは何なのか、今の清水町に足りない情報公開は何なのかといったことを会議で集ってから考えるのではなくて、ある程度のことを事前に考えておくという宿題のようなものをここで決めておいて、次の会議でそれぞれの考え方を出し合って議論する際の、議論の仕方を考えてはどうか。

委員長：今出された意見は五本柱のうち、まずは住民参加と情報公開という項目について次回から議論してはという意見と、その議論の仕方をどのような形で進めていけばいいのか決めるべきという意見だった。

例えば清水町には既に情報公開条例というものがあるが、我々委員も詳細についてはよく分っていないので、事務局に情報公開条例というものを提示してもらい、請求しても知りたい情報が得られないというような現状の問題点などについて次回から議論をしていくという進め方もあると思うが、どのような進め方がいいか。

委員F：例えば情報公開条例の資料や、情報公開にはどのような種類のものがあるのかといった資料などを、事前に委員に送付していただいて、各委員が事前に勉強しておいて会議当日に集るわけだが、そのときにどういう論議をするかを考えておくべきだということ。

事務局：「情報公開条例」やそれに伴う施行規則、情報の公開と同時に個人情報を守るという部分の「個人情報保護条例」と施行規則があるが、これらのことについて説明するとすると、1～2時間位かかってしまう内容なので、概要であれば会議の中でも説明できると思う。

現在、役場内の行政文書等が情報公開条例に基づいて公開請求できるのだが、請求がなくても公開できる情報も多くあり、それはどういったものなのかという資料であれば、次回の会議開催案内と併せてすぐに出すことができると思う。次回の会議での議論に伴い、こんな資料がほしいということをお願いいただければ、出せるものであれば事務局の方で用意させていただきたい。

こちらの都合になってしまうが、来年度の予算編成作業や毎回の会議録作成等の作業もあり、月に1回しかこの会議を開催していないのが現状だが、今後の展開によっては月に2回の開催もあると思う。そこで、先ほど委員Gさんより一般住民も含めた勉強会を検討委員会とは別に開催してはどうかという意見があったが、「ふれあいトーク」といって、5人以上の団体での申込みがあれば、希望するテーマにつ

いて担当職員が出向いて説明するという出前講座的な制度もあるので、この制度を利用して、検討委員会とは別に情報公開条例についての勉強会のようなものもできる。

委員 F：情報公開条例に基づく請求手続きがなくても欲しい情報が得られれば問題ないのだが、請求手続きをしないと情報公開しないという現在の仕組みに問題があると思う。現在、請求手続きをしなくても得られる情報にはどういったものがあるのかということもハッキリ言って分らない。毎日のように役場へ行っている人はある程度は知っているのかもしれないが。

委員 I：住民参加についても条例のようなものでうたっているものがあるのか。住民参加について事前に考えるととっても、具体的にどのようなことを考えればいいのか分らない。

事務局：住民参加については特に条例はない。委員の皆さんにこの場で検討してもらおうが住民参加をどのようにしていこうかということである。

委員 A：何をもちて住民参加というのかということを知りたいということだと思ふ。

委員 I：住民参加と言うが、具体的にどういうことを言っているのかが分らない。選挙で投票したり、この会議に出席したりはしているが、これも住民参加か。会議の事前に考えておくといっても何を考えればいいのか…。

委員 F：住民参加とは何かという議論をするだけで一回の会議が必要となる。住民の数だけ住民参加の仕方があると思ふ。

事務局：委員 F さんの言われるとおり、住民参加には色々な形があると思ふ。例えば自宅前の道路の草むしりをするのも住民参加かもしれないが、例えば行政との関わり方という部分に絞って考えて、その事例等を資料提供して欲しいということであれば提供したいと思ふ。

アドバイザー：この五本柱というのは私が示したものだが、この項目を条例に盛り込んでいる市町村が多いということで示したものである。実質的には1つ目の「住民参加」と2つ目の「情報公開」に五本柱の全てが含まれるものである。「住民投票」というものは住民参加に含まれるわけだし、「首長・行政・住民の責務と協働」についても住民参加をどういったものにするかということであり、最初の2項目について議論することがその他の項目についても議論することになるので、この部分についての議論を徹底的に何度でもすべきだと思ふ。

住民参加については、参考として他の市町村ではこのようなことをやっているという資料を次回の会議で用意できると思ふ。

委員長：馬淵アドバイザーが今言われたとおり、次回から住民参加と情報公開ということについて議論を進めていくこととしたい。

事務局から情報公開条例の原文を次回会議前に各委員に送付しておくということではできるのか。

委員 F：私が言ったのは別に条文が欲しいという意味ではなく、情報公開条例という制度のほかにもどのような形で公開しているのかという資料がほしいということ。

事務局：広報誌やホームページなどがありますよということか。

委員F：そういうこと。あと、ホームページではここまでしか載っていないよとか、内容についてもお願いしたい。

事務局：わかりました。情報の提供の仕方について、行政がどのようなことをやっているのかということはお示しできると思う。

委員長：一覧表にして、とか×とか で表すと分りやすいかもしれない。

では、次回からは住民参加と情報公開という項目について議論していくということで、現状や課題はどういう事なのかという資料も事前にお送りしたいと思う。

委員F：次回の会議の進め方をどのようにしていくかを決めておいたほうがいいと思うのだが。

委員長：事前に送付する資料に基づいて各委員さんの考えを当日に出してもらい、議論をしていくようにしたい。各論にも入っていけるので。

事務局：検討事項の「(2)清水町におけるまちづくり基本条例の根本方針について」は、これからの議論の進め方をどのようにしていけばいいかということで、かなり迷った部分でもあるのだが、1回目の会議でまちづくり基本条例の基本的な考え方について、2回目の会議では五本柱について議論し、今日の3回目の会議では全体像が見える形で馬淵アドバイザーよりご講義をいただいた中で(1)について議論していただいたわけだが、(2)については4回目の会議での検討事項として予定していたもの。

ただ、1回目の会議でも条例の位置付けについてということで、最高法規とするかどうかを馬淵アドバイザーより宿題とされていた部分でもあり、答えがすぐに出るものでもないが、理念条例のようなものにするのか参加条例にするのかということで議論していただければと思い検討事項として載せた。

資料4の右側ページの「まちづくり基本条例等の制定状況」について、第1回目の会議で馬淵アドバイザーからの資料でも同じような内容の説明があったが、これは今年の春に道でまとめたものであり、図で示されている ~ のように、まちづくり基本条例は道では4つのパターンに分類されるとの考えである。

図の表について、これも馬淵アドバイザーのホームページに載っているのだが、例えば箕面市というところは図の「まちづくり理念条例」と「住民参加条例」を分けて制定している例である。幕別町は「住民参加条例」をメインとしたもの、ニセコ町は の形で生野町は の形ということで、大きく分けて4つの形があるという説明資料である。

次回からはテーマを絞って議論を進めていくことになるわけだが、こういった4つの形のうち、清水町には相応しいのかということも踏まえて議論をいただければと思う。

委員長：考え方として今のようなことを(2)で検討してもらいたいということだったが、今日の会議はこの辺で終了としたい。次回の会議から今のことも念頭において議論を進めていただきたいと思うが、とりあえず宿題ということにしておきたい。

次に「6.その他」の次回と次々回の日程について。次回の日程の12月8日にハーモニープラザということで決まっているが、通常の開始時間を30分早めて18:30から開催し、終了後に懇親会を行いたいということで、前回の会議で事務局より説明があったわけだが、次々回の日程について事務局からの案は。

事務局：1月19日（月）19:00からではどうか。

委員長：会場についてはどこがいいか。前は清水、今回は御影、次回は清水となっていて、多くの方の傍聴をとるのであれば清水での開催がいいのかもしれないが。

事務局：冬場で道路状況のことも考えると、清水での開催ということではどうか。

委員長：清水での開催ということであれば、前回と同様にハーモニープラザでよろしいか。

（委員より異議なしの声あり）

事務局より連絡事項等があればどうぞ。

事務局：次回の会議終了後の懇親会は、とりせいを会場に2,000円会費でと考えている。

委員長：他に特になければ今回の会議を終了したいと思うが、次回の会議でも住民のためとなる条例制定に向けて皆さんからの議論をいただきたい。本日はどうもありがとうございました。傍聴に来られている方もご意見があれば、その意見を参考としていきたいと思うのでよろしくをお願いします。